

第 352 回(令和2年 12 月)定例会
第 3 回各会派政務調査会長会 開催結果

1 日時

令和 2 年 12 月 10 日 (木) 11 時 00 分から 11 時 15 分まで

2 場所

第 3 号館 6 階 第 2 委員会室

3 出席者

自由民主党	水 田 裕一郎	政務調査会長 (座長)
	岡 つよし	政務調査副会長
ひょうご県民連合	竹 内 英 明	政務調査会長 (副座長)
公明党・県民会議	越 田 浩 矢	政務調査会長
維新の会	高 橋 みつひろ	政務調査会長
日本共産党	き だ 結	政務調査会長

(オブザーバー)

自由民主党	戸井田ゆうすけ	政務調査副会長
	奥 谷 謙 一	政務調査副会長
ひょうご県民連合	中 田 英 一	政務調査副会長
	木 戸 さだかず	政務調査副会長
公明党・県民会議	坪 井 謙 治	政務調査副会長
維新の会	齊 藤 真 大	政務調査副会長
日本共産党	入 江 次 郎	政務調査副会長

4 当日配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1) 「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」に係る計画の審査

第 1 回各会派政務調査会長会において、座長一任となった件について、座長より次の通り報告があった。

○水田裕一郎 座長

ひょうご県民連合のみが議決対象計画と主張された「兵庫県保健医療計画」の取り扱いについてである。

議会運営委員会申し合わせでは、議決対象とすべきか否かについて、「各会派政務調査会長会においてあらかじめ会派間の意見調整を図る」ことが決められてお

り、合意できたもの、合意できなかったものを「整理」し、議会運営委員会に報告することとされている。

この「整理」に当たっては、先例では、協議・調整を行う場で、態度が合意に至らなかった場合は、基本的に「議決対象とすべきではない」との調整結果として取り扱うことには合意いただき「合意できたもの」として議運に報告している。

調整結果に異論が出され、座長が議会運営委員会での判断を求める必要を認めた案件に限り「合意できなかったもの」として整理し、議運に判断を委ねることとしている。

過去にも判断を委ねた計画もあるが、3会派の主張（自民・県民連合・公明○、共×）により委ねたもので、議会運営委員会に諮れば明らかに意見が逆転するものであった。これまで、1会派の主張により「合意できなかったもの」として議会運営委員会に判断を委ねたことはなく、当該1会派も態度に変更はないものの、各会派政務調査会長会の結論として合意できたものとして報告することには合意いただいている。

今回の「兵庫県保健医療計画」の取扱いに係る各会派からの意見は、各会派政務調査会長会で判断しないと議論する意義がなくなる、賛否が拮抗しているわけでもない、ということから、先例に則り「議決対象外」として取扱い、「合意できなかったもの」として、議会運営委員会に判断を委ねる必要は無いという旨の意見が多かったと考えている。

最終的には、議会運営委員会に判断を委ねる道があるからといって安易に判断を委ねていては、協議・調整を行うというこの各会派政務調査会長会の意義がなくなってしまう。議決対象とすべき計画か否かが会派間で拮抗しており整理が難しい計画についてのみ、議会運営委員会に判断を委ねるべきと考えている。

今回の「兵庫県保健医療計画」については、先例、他会派の意見も踏まえ検討したが、賛否が拮抗しているわけではなく、議会運営委員会に諮っても意見が変わる可能性は極めて低いことから、各会派政務調査会長会としては、「議決対象とすべきではない」との調整結果として取り扱うこととしたいと考える。

なお、先例では、合意に至らず、「議決対象とすべきではない」との調整結果として取り扱う場合、前回、ひょうご県民連合さんが言われたように、反対意見があったことがわからない状況なので、合意に至らず、各会派政務調査会長会としては、「議決対象とすべきではない」計画として、議会運営委員会へ報告する際に、「議決対象とすべき」という意見の会派があったが、協議・調整の結果、各会派政務調査会長会の結論としては、議決対象としない旨を併せて報告することにはどうかと考える。

以上について、ひょうご県民連合さんには、了承していただけるか。

○竹内英明 ひょうご県民連合政務調査会長

今、座長から提案がありましたように、(今回は) 先例と同じ、公明党さん、自

民党さんが単独で対象とすべきとされた時と、状況は全く同じである。私どもも態度を変えるわけではないが、議運の場で、今座長が仰ったように「議決対象計画とすべき（という意見の会派があった）」という報告をしていただくことをもって、この会が全会一致の原則を尊重して運営されているという対処方針に立ち、座長提案を了としたいと考える。

○水田裕一郎 座長

ありがとうございます。他の会派さんもお異議はないか。

（他会派から異議なし）

それでは、「兵庫県保健医療計画」については、「議決対象とすべきではない」との調整結果として取り扱うこととし、議会運営委員会への報告に際しては、「議決対象とすべき」という意見の会派があったが、協議・調整の結果、各会派政務調査会長会の結論としては、議決対象としない旨を併せて報告することとさせていただく。

（２）意見書案の確認

次の９件の意見書案について、各会派確認の上、本会議に提出することとし、座長が議会運営委員会に報告することとした。

なお、本会議提出に当たっての軽微な字句修正等の対応は座長一任とされた。

（意見書案）

- 1 骨髄移植の治療等特別な理由で抗体が失われた場合のワクチン再接種制度の整備を求める意見書
- 2 国民健康保険等の第三者行為求償事務に係る損害保険会社からの届けの提出代行の徹底を求める意見書
- 3 教育予算の拡充を求める意見書
- 4 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
- 5 住まいと暮らしの安心を確保する生活困窮者への居住支援の強化を求める意見書
- 6 地域公共交通に資する自動運転技術の推進を求める意見書
- 7 子宮頸がん対策の強化を求める意見書
- 8 少人数学級に向けた編制基準と教職員定数の見直しを求める意見書
- 9 75歳以上後期高齢者医療の窓口負担２割への引き上げの慎重な対応を求める意見書